



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *73 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課)
- 告示
 - 941 平成18年和歌山県告示第1139号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の一部改正 (総務学事課)
 - 942 和歌山県庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
 - 943 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 944 有害図書等の指定 (青少年課)
 - 945 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
 - 946 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
 - 947 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
 - 948 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
 - 949 救急診療所の廃止 (医務課)
 - 950 和歌山県郷土伝統工芸品の指定 (商工振興課)
 - 951 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
 - 952 " (")
 - 953 " (")
 - 954 " (")
 - 955 " (")
 - 956 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)
 - 957 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (管理整備課)
- 警察本部告示
 - 9 川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期600時間検査 (3,000飛行時間) 及び定期耐空検査受検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 公告

入札公告 (管財課)

- 諸報
 - 入札公告 (和歌山県警察本部)
 - 拾得物件公告 (和歌山県和歌山西警察署)
 - " (和歌山県岩出警察署)

規 則

和歌山県規則第73号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則
和歌山県立なぎ看護学校学則 (平成7年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

別表専門分野の項中	「	小児看護実習 I
	」	小児看護実習 II
1	」	を
1	」	小児看護実習
2	」	に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する学生のうち、改正前の別表に規定する小児看護実習 I の単位を取得したものに係る授業科目及び単位数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第941号

平成18年和歌山県告示第1139号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の一部を次のように改正する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「和歌山県立和歌山高等技術専門校」を「和歌山県立和歌山産業技術専門学院」に、「和歌山県立田辺高等技術専門校」を「和歌山県立田辺産業技術専門学院」に改める。

和歌山県告示第942号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務の名称

和歌山県庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税
 - (エ) 法人市町村民税（営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税）
- ク 誓約書
- ケ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による一般貨物自動車運送事業許可証の写し
- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- サ 5の（6）に掲げる業務に係る契約書の写し
- シ 組織概要図
- ス 申告書

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、平成19年7月27日（金）時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類

に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、オ、ク、コ及びビスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成19年7月27日（金）から平成19年8月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年8月10日（金）までの間に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

(1) 2の（1）に掲げる申請書類は、平成19年7月27日（金）から平成19年8月10日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

(2) (1) の規定にかかわらず、競争入札による契約が見込まれるときは、入札の参加を希望する者は、随時に入札参加資格の申請をすることができる。この場合において、速やかに資格審査を終了することができない恐れがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知するものとする。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2208（直通）
ファクシミリ番号 073-441-2248

5 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成19年7月27日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税、市町村民税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- (6) 直近5年以内において本委託業務と同様かつ同規模以上の業務請負契約又は業務委託契約を結び、当該業務

を良好に行った実績がある者であること。

(7) 一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法に基づく国土交通大臣の許可を得た者であること。

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年8月21日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年8月24日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成19年8月28日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

8 その他

競争入札を行う場合は、和歌山県報又は和歌山県のホームページに掲載することにより公告する。

和歌山県告示第943号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備置して、平成19年9月17日まで縦覧に供する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年7月17日

2 名称

特定非営利活動法人ひいふうみい会

3 代表者の氏名

亀田秀美

4 主たる事務所の所在地

和歌山市土入241番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々に対して、小規模作業所運営に関する事業を行い、障害者が生き活きと、誇りをもつ

て暮らしていけるよう支援し、また、地域福祉に根ざした活動をもって誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第944号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年7月17日指定した。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	ジゲンR100 vol.1	05272-07	大洋書房
月刊誌	ピンキーマガジン 7月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	ケータイバンディッツ 8月号	13319-08	ミリオン出版
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 8月号	17901-08	徳間書店
雑誌	増刊特冊新鮮組DX 8/1号	06682-8/1	竹書房
月刊誌	スコラ 8月号	15401-8	スコラマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 8月号	05267-8	竹書房
雑誌	アイドル&女子アナ 驚愕BESTフェチ映像グランプリ	68360-14	東京三世社
雑誌	アイドル驚愕映像コレクション vol.5	68261-30	マックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第945号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

3070104850	有限会社フリージア	和歌山市岩橋159-7-1	小形みちる	指定居宅介護支援事業所フリージア	和歌山市秋月70-5	居宅介護支援	平成19.5.31
3072000379	医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123番地の1	中谷剛	指定居宅介護支援事業所あがら花まる	御坊市藤田町藤井2118-6	居宅介護支援	平成19.5.31
3060190257	社団法人和歌山県看護協会	和歌山市西浜101-4-27	谷真子	社団法人和歌山県看護協会立訪問看護ステーションわかやま	和歌山市関戸5丁目7番16号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.6.9
3070103209	社団法人和歌山県看護協会	和歌山市西浜101-4-27	谷真子	社団法人和歌山県看護協会立居宅介護支援わかやま	和歌山市関戸5丁目7番16号	居宅介護支援	平成19.6.9
3072000247	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島78-2	中西優	ケアセンターおたっしや倶楽部御坊・日高事業所	御坊市薮531-7番地	居宅介護支援	平成19.6.30

和歌山県告示第946号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
訪問介護事業所 アイビス	アイビス	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.5.1

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
通所介護事業部T Winkle (通所介護・介護予防通所介護)	和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	和歌山市舟津町3丁目23-3	平成18.12.1
サンライズケア (訪問介護・介護予防訪問介護)	有田市古江見74番地1	有田市辻堂656番地3	平成19.6.15
和歌山ケアマネージャーの会訪問看護事業部輝の国 (訪問看護・介護予防訪問看護)	和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	和歌山市吹上二丁目2-32 東洋ビル1階	平成19.7.1
ケアネット和歌山 (居宅介護支援)	和歌山市北中島1丁目6-17	和歌山市小雑賀696番地の5 サンロイヤル小雑賀301号	平成19.7.1

和歌山県告示第947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第948号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010101651	チャレンジメイト	就労移行支援	利用定員	20人	30人	平成19.7.1

和歌山県告示第949号

次の診療所について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 医療法人彌栄会 黒山整形外科
- 所在地 岩出市中迫139
- 失効日 平成19年6月30日

和歌山県告示第950号

和歌山県郷土伝統工芸品産業振興対策要綱（昭和62年制定）第2条第1項の規定に基づき、和歌山県郷土伝統工芸品として、次の工芸品を平成19年7月19日指定したので、同要綱第4条の規定に基づき告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工芸品の名称
根来寺根来塗
- 2 伝統的な技術又は技法（製造工程）
（1）刻芋彫り（2）木固め（3）刻芋掻い
（4）布着せ（5）布目擦り（6）篋たて
（7）地付け（8）一回錆付け（9）二回錆付け
（10）化粧錆（11）下地研ぎ（12）下塗り
（13）下塗り研ぎ（14）一回中塗り（15）一回中塗り研ぎ
（16）二回中塗り（17）二回中塗り研ぎ（18）上塗り
- 3 伝統的に使用されてきた原材料
（1）漆（2）櫨（3）麻布（4）砥の粉（5）米粉（6）木の粉
- 4 製造される地域
和歌山県岩出市

和歌山県告示第951号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字長峪1179、1179の2、2022の1、2023の2、2023の3、2024
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長峪1179・2023の2・2024（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1179の2、2023の3
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第952号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村廣井原字片ノ瀬956の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字片ノ瀬956の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第953号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村龍神字大谷976の1、976の2、977から979まで、龍神村殿原字笹谷1196、龍神村柳瀬字上笹ノ川1695の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦

覽に供する。)

和歌山県告示第954号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村小又川字鎌倉
應地531
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第955号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市谷野口字小谿185の1
4(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第956号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定

により第36回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
平成19年10月12日(金) 午前10時から正午まで
 - (2) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 4階中会議室
- 2 試験科目及び出題範囲
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)
- 3 受験手続等
 - (1) 申込用紙の配布期間及び配布場所
 - ア 配布期間
平成19年8月1日(水)から平成19年9月18日(火)までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
海草振興局建設部管理課
各振興局建設部総務管理課(海草振興局を除く。)
 - (2) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 受験票(返信用50円切手をはり付けること。)
 - ウ 写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
 - (3) 受験手数料
8,000円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)
 - (4) 提出方法
受付期間内に簡易書留郵便又は配達記録郵便により郵送すること。なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。
 - (5) 受付期間
平成19年9月10日(月)から平成19年9月19日(水)まで。
なお、同日までの消印があるものは受け付ける。
 - (6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目一番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成19年10月26日(金)

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 10月26日付けの和歌山県報に合格者の受験番号を掲載するとともに、受験者に対し郵送により可否を通知する。

5 問い合わせ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

各振興局建設部総務管理課(海草振興局を除く。)

和歌山県告示第957号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を和歌山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成19年7月27日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1337番1及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の1から5までの各地点を順次結んだ線、昭和54年9月3日付け和歌山県指令第299号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.10mにより決定)及び平成16年の秋分の満潮位(D.L.+1.63m)における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度8分32.4431秒

1の地点 基点から 74度08分39秒 799.68mの地点

2の地点 1の地点から 160度57分05秒 4.79mの地点

3の地点 2の地点から 249度58分20秒 0.64mの地点

4の地点 3の地点から 160度02分53秒 5.53mの地点

5の地点 4の地点から 249度58分56秒 119.57mの地点

(3) 面積 1,194.80平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成18年1月5日

和歌山県指令管整第219号

5 しゅん功認可年月日 平成19年7月17日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期600時間検査(3,000飛行時間)及び定期耐空検査受検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年7月27日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 業務の名称

川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期600時間検査(3,000飛行時間)及び定期耐空検査受検業務

(3) 業務の内容等

仕様書による。

(4) 履行期限

平成19年11月2日(金)

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては)

<p>貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人 にあつては青色又は白色申告書の写し)</p> <p>カ 使用印鑑届</p> <p>キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明 書(提出日において、発行後3か月を経過していない もの) (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税 (イ) 本社又は本店が所在する都道府県が課する都道 府県税全税目</p> <p>ク 誓約書</p> <p>ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)</p> <p>コ 川崎式BK117系列型の整備検査及び整備改造(全作 業区分)について航空法(昭和27年法律第231号。以 下「航空法」という。)第20条第1項に規定する国土 交通大臣の認定を受けた事業場及び川崎式BK117B-2型 の修理方法について航空機製造事業法(昭和27年法律 第237号。以下「航空機事業法」という。)第2条の2 に規定する経済産業大臣の許可を受けた工場であるこ とを証明する書類の写し</p> <p>(2) (1)のウからオまで及びキに掲げる申請書類につい ては、資格審査申請時点で、既に「和歌山県物品の購入 等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和 歌山県告示第266号)」の規定に基づく競争入札参加資 格を有すると認められ、現に有効な競争入札参加資格審 査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知 書の写しを提出することにより、当該書類に代えること ができる。</p> <p>(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用 紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕 様書及びこれらの用紙は、平成19年7月27日(金)から 平成19年8月13日(月)までの和歌山県の休日を定める 条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以 下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後 4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、資 格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、 平成19年8月13日(月)までの間に和歌山県警察本部警 務部会計課に対して書面(ファクシミリを含む。)によ り行うものとする。</p> <p>3 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成19年8月6日(月) 午後1時から</p> <p>4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所 2に掲げる申請書類は、平成19年7月27日(金)から平成</p>	<p>19年8月13日(月)までの県の休日を除く日の午前10時か ら午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出す ることとする。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(内線2277) ファクシミリ番号 073-423-0120</p> <p>6 申請書類に使用する言語 申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>7 一般競争入札に参加する者の資格 この一般競争入札に参加することができる者は、平成1 9年7月27日(金)現在において、次の要件を満たしてい る者とする。 (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であ ること。 (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれに も該当しない者であること。 (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止さ れていない者であること。 (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又 はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営し ていない者若しくは経営したことがない者又は経営に 実質的に関与していない者若しくは関与したことがな い者であること。 (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜を供与して いない者又はしたことがない者であること。 (7) 川崎式BK117系列型の整備検査及び整備改造(全作業 区分)について航空法第20条第1項に規定する国土交通 大臣の認定を受けた事業場及び川崎式BK117B-2型の修 理方法について航空機事業法第2条の2に規定する経済 産業大臣の許可を受けた工場を有する者であること。</p> <p>8 資格審査の結果通知 資格審査の結果は、郵便により平成19年8月20日(月) までに通知する。</p> <p>9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警 察に対してその理由について説明を求めることができ る。 (2) (1)の説明は、平成19年8月21日(火)午後4時まで に書面により求めることができる。 (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。 (4) 説明に対する回答については、平成19年8月27日(月)</p>
---	--

までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁舎耐震等改修工事（東別館）に伴う農林水産部課室等移転業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成19年度管委第26号

(2) 業務名

和歌山県庁舎耐震等改修工事（東別館）に伴う農林水産部課室等移転業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 業務の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課が指定する場所

(5) 契約期間

契約日から平成19年11月4日（日）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第942号に規定する和歌山県総務部総務管理局管財課の和歌山県庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務の競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成19年8月3日（金）から平成19年8月10日（金）までの和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課

電話番号 073-441-2208（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2248

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階 第4会議室

(2) 日時

平成19年8月3日（金）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年9月3日（月）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成19年8月31日（金）午後5時までに和歌山県総務部総務管理局管財課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2208 (直通)

ファクシミリ番号 073-411-2248

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

諸 報

入 札 公 告

川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期600時間検査(3,000飛行時間)及び定期耐空検査受検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月27日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成19年度

- (2) 業務の名称

川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期600時間検査(3,000飛行時間)及び定期耐空検査受検業務

- (3) 業務の内容

仕様書による。

- (4) 履行期限

平成19年11月2日(金)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県警察本部告示第9号に規定する川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期600時間検査(3,000飛行時間)及び定期耐空検査受検業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

- (2) 期間

平成19年7月27日(金)から平成19年8月13日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、会計課に対して平成19年8月13日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部
3階会議室

(2) 日時

平成19年8月6日(月) 午後1時から

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部
3階会議室

イ 入札日時

平成19年8月29日(水) 午後1時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条

までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域執行課航空隊(以下「航空隊」という。)の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない航空隊の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の可否

要

13 契約の締結における議会の議決の可否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年7月27日

和歌山県和歌山西警察署長 児 玉 之 良

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
財布 (現金160,000円在中)	平成 19.6.23	和歌山市五筋目 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年7月27日

和歌山県岩出警察署長 三 原 秀 隆

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
財布 (現金718,000円)	平成 19.6.27	紀の川市北勢田 (施設内)